資料３－１

○都市計画法の規定に基づく地区計画の決定について

１　地区計画決定の目的

東芽室南１線地区は、既存の芽室東工業団地の南側に隣接し、道央・道東・オホーツク・十勝南部を結ぶ交通結節点に位置しています。この交通上の優位性を生かし、農業をはじめとする地域産業の活性化を図るため、農畜産物の集積・加工・保管・流通等の機能を担う施設の立地を誘導し、物流の効率化や共同輸送等を推進する拠点の形成を目指します。

２　地区の概要

地　　称：東芽室南１線地区

位　　置：芽室町東芽室南１線 19 番地、他

面　　積：約 19 ヘクタール

区域区分：市街化調整区域

３　地区整備計画

建築物等の用途や土地利用に関する制限を定め、産業活動に適した良好な工業団地の環境形成を図るため地区整備計画を定めます。また、土地利用の方針に応じて、次の２地区に区分します。地区内では、道路貨物運送業関連施設を中心としながら、製造業・卸売業・小売業に供する倉庫等の立地も認め、農業と産業の均衡ある発展を目指します。

	地区名称	面　積	土地利用の方針
地区整備計画	運送業務地区	約 14.5 ヘクタール	道路貨物運送業関連施設を中心とした土地利用
	製造業務地区	約 4.5 ヘクタール	道路貨物運送業関連施設に加え、食品製造等の機能を備えた土地利用

４　建築物等に関する主な制限

（１）建築物の用途制限

地区の方針に沿った土地利用を実現するため、建築できる建築物の用途を定めます。

ア　道路貨物運送業、倉庫業を営む事務所・倉庫・自動車車庫等

イ　食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業を営む事務所・倉庫等

ウ　飲食料品卸売業や小売業等を営む事務所・倉庫

エ　食品製造等に関連する試作品の製造・加工を行う工場　※「製造業務地区」のみ

（２）建築物の敷地面積等の制限

良好な工業団地の環境と景観を維持するため、次の事項について制限を定めます。

ア　建築物の敷地面積の最低限度

イ　建築物の道路境界線までの距離の最低限度

ウ　建築物等の形態や意匠

５　地区計画策定による効果

地区計画を策定することにより、次の効果が期待されます。

ア　広域交通の利便性を生かした道路貨物運送業関連施設の立地誘導

イ　農畜産物の集積・加工・保管・輸送機能の充実

ウ　農業をはじめとする地域産業の活性化

エ　建築物の用途や土地利用の制限による良好な工業団地環境の形成

６　条例の改正について

地区計画で定める建築物等の制限を担保するため、「芽室町地区計画区域内建築物の制限に関する条例」（平成９年６月 30 日条例第 20 号）の改正を進め、議会への提案を予定しています。